



3.2. 建設局事業

3.2.1. 都市計画公園・緑地整備の支援（市町村部）【建設局：公園緑地部】

育てる

市町村土木補助事業

概要

都市計画事業として行う都市公園整備事業について、都が事業経費の一部を補助することにより、市町村が実施する都市基盤施設としての公園緑地の整備の促進を図るもの。

都市公園法第2条に定める都市公園の整備事業を補助対象とする。また、補助対象、補助対象事業費、補助率及び事務処理等について、「市町村都市計画事業に対する都費補助要綱」にて定められている。

補助対象者

市町村

補助要件

都内の市町村（市町村の一部事務組合を含む。）が実施する都市計画事業のうち、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に定める都市公園の整備事業であること。

補助率等

①補助対象事業費

補助対象となる事業に要する経費から、国庫補助金（N T T 無利子貸付金を含む。）及びその他の収入を控除した額

②補助率

都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の2分の1を限度として補助する。

【国庫補助金】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）

防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業） 等

イメージ等



補助事業により新規整備された公園施設（遊戯施設・防災備蓄倉庫等）

担当窓口

建設局 公園緑地部 公園建設課 公園設計担当 03-5320-5381

※事例は、巻末資料「事例集」⑤に記載。